★区のサービス・手続き・施設のご案内は「しんじゅくコール」
☎(3209)9999 午前8時～午後10時、1/1～1/3を除く毎日

子ども手当（国制度）の申請をお忘れなく

22年3月31日現在 児童手当を受給していない方と新中学2・3年生の保護者の方は申請が必要です

子ども・保護者ともに区内在住の方には申請書をお送りしました

中学生までを対象とする「子ども手当」制度が、4月から始まりました。申請が必要な方は、手続きをお願いします。

22年3月31日現在、新宿区で児童手当（小学生までの児童を対象とした国の制度）を受給していた方は、自動的に子ども手当に移行するため、新たに申請する必要はありません（支給停止中の方を除く）。

【問合せ】子どもサービス課子ども医療・手当係（本庁舎2階）☎（5273）4546へ。

対象になる方

次の①②の両方に該当する方が対象です。

①区内在住（区に住民登録・外国人登録（短期滞在を除く）をしている）の方

②15歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんの保護者の方

今回申請が必要な方

次の①②いずれかに該当する方は、申請が必要です。

①22年3月31日現在、児童手当（小学生までの児童を対象とした国の制度）を受給していない方

②新中学2・3年生の保護者の方

手当の金額

お子さん1人に付き月額1万3千円です。

申請手続き

子ども・保護者ともに区内にお住まいで申請が必要な世帯には、申請書をお送りしました。郵送または子どもサービス課・特別出張所の窓口で手続きしてください。申請書は、新宿区ホームページからも取り出せます。

※22年3月31日現在、児童手当（小学生までの児童を対象とした国の制度）を受給していた方は、申請の必要がないため申請書はお送りしていません。

※公務員の方は、原則として勤務先から支給されるため、勤務先で手続きしてください。

※保護者が区内在住で対象のお子さんが区外にお住まいの場合は、申請書はお送りしていません。また、申請の際は添付資料が必要になります。詳しくは、子どもサービス課へお問い合わせください。

手当の支給

22年9月30日㈭（消印有効）までに申請した方は、22年4月分から支給します。10月1日㈮以降の申請は、申請した月の翌月分からの支給となります。ご注意ください。

※22年4月以降に出生・転入したお子さんの子ども手当は、申請した月の翌月分から支給します。

【支給時期】4月・5月分は6月、6～9月分は10月、10～23年1月分は2月、2月・3月分は23年度に支給します。

4月・5月分の子ども手当は、5月14日（必着）までに申請した場合は、6月に支給します。それ以降に申請した場合は、7月以降に支給します。

中学生対象の新宿区児童手当を受給していた方へ

子ども手当の支給開始により、区が中学生を対象に支給していた「新宿区児童手当」は、22年3月分をもって支給を停止します。

4月から新中学2・3年生になったお子さんの保護者の方は、お早めに子ども手当の申請手続きをお願いします。

申請はお済みですか 子ども医療費助成制度

区では、中学生までのお子さんの保護者の方の経済的負担を軽減し、新宿を子育てしやすいまちにするため、子ども医療費助成制度を実施しています。所得制限はありません。

【対象】次の①～③すべてに該当する方

①子どもと保護者が区内在住

②子どもが平成7年4月2日以降の生まれ（中学校修了前）

③日本の健康保険制度に加入

※児童福祉施設に入所していて医療費の助成が受けられる場合や、生活保護を受けている場合は対象になりません。

【助成内容】健康保険証を使って医療機関で診療を受けた場合に、窓口で支払う「医療費の自己負担分」「入院時食事療養費標準負担額」を助成

【手続き】助成を受けるには、子どもサービス課・特別出張所で申請し、㊫医療証（未就学児対象）・㊩医療証（小・中学生対象）の交付を受けてください。郵送・電子申請（新宿区ホームページからリンク）もご利用いただけます。添付書類が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

【助成開始時期】原則として、申請した月の1日から助成します。出生・転入した方で、その翌日から3か月以内に申請したときは、出生・転入の日から助成します。

【問合せ】子どもサービス課子ども医療・手当係（本庁舎2階）☎（5273）4546へ。

地域で互いに子育て支援 ファミリー・サポート・センター会員募集

保育施設等への子どもの送迎や短時間の預かりなど、子育ての支援を受けたい方（利用会員）と支援を行いたい方（提供会員）の会員制の相互支援活動です。利用登録が必要です。

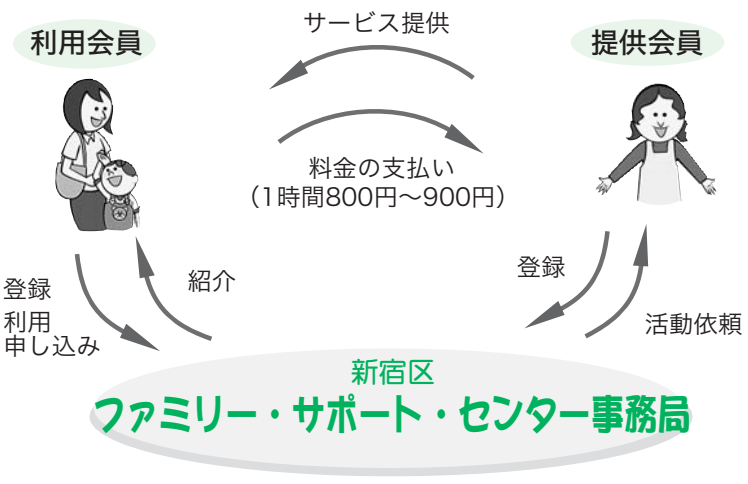

①利用会員の登録を希望する方

説明会に参加してください（予約制）。

【説明会会場・日時】

▼区社会福祉協議会（高田馬場1－17－20）…毎月2～3回。5月は6日㈭・12日㈬、6月は9日㈬・17日㈭・21日㈪に開催。時間等はお問い合わせください。

▼ゆったりーの（北山伏町2－17）…5月22日㈯午前10時30分～12時

▼中落合子ども家庭支援センター（中落合2－7－24）…5月24日㈪午前10時30分～12時

【対象】区内在住・在勤で子育ての支援を必要とする生後43日以上の子どもがいる方、各回10名程度

②提供会員の登録を希望する方

登録前に、ファミリー・サポート・センター事務局が実施する講習会と説明会に参加していただきます。1回の講習で受講できなかった科目は、次回の受講もできます。

【講習会日時】6月3日㈭・4日㈮・7日㈪・8日㈫午前9時30分～午後4時30分、全4日

【会場】区社会福祉協議会（高田馬場1－17－20）

【対象】区内在住・在学の18歳以上で心身ともに健康な方、30名

【費用】2千500円（テキスト代ほか）

……〈以下共通〉……

【申込み】①は電話で、②は5月25日㈫までに電話かファックス（記載例（2面参照）のほか生年月日・ファックス番号（お持ちの方）を記入）で、区社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター☎（5273）3545・FAX（5273）3082へ。①は先着順。②は応募者多数の場合は抽選。

大規模開発等により300戸以上の住宅を建設する事業者等に保育園設置の協力を要請していきます

区では、保育園の待機児童解消に向けて、認可保育園の開設や定員拡大、認証保育所の増設、幼稚園舎を活用した保育ルーム（区立認可外保育施設）の新設など、受け入れ枠の拡大を図ってきましたが、依然として待機児童は増加しています。

大規模開発等で住宅が大幅に増加する場合には、子育て世帯やこれから子どもを持ちたいと考えている共働きの世帯が区外から転入し、保育園が不足することが予想されます。

このため、4月から「新宿区大規模開発等に伴う保育施設設置の協力要請に関する要綱」を施行し、大規模開発等を計画している建築事業者・建築主の方へ、認可保育園・認証保育所設置の協力をお願いし、待機児童の解消に取り組んでいます。詳しくは、お問い合わせください。

●建築事業者・建築主の方へ

対象となる建築行為を計画している場合は、保育課と事前の協議をお願いします。必要に応じて、保育園の設置に向けてご協力をお願いします。

【対象となる建築行為】

▼都市計画法に規定する高度利用地区・特定街区・再開発等促進区を活用して行う建築行為の区域内に300戸以上の住宅を建設するとき

▼建築基準法に規定する総合設計制度を活用して行う建築行為の区域内に300戸以上の住宅を建設するとき

▼1つの敷地内に300戸以上の住宅を建設するとき

【問合せ】保育課保育係（本庁舎2階）☎（5273）4525へ。